第1章



食育の推進に向けて

第1節 策定の趣旨

私たちが、日々当たり前のように営む「食」は、生きていくうえでの基本となります。「食」には、健康な体を保つだけでなく人間性や社会性を育む力があります。また、「食」を通して、日本や地域の伝統や文化が受け継がれてきました。

一方で、現代の社会環境の変化や生活習慣の多様化に伴い、エネルギーや食塩等 の過剰摂取や野菜の摂取不足などの栄養等の偏り、朝食の欠食に代表されるような 食習慣の乱れ、またこれらに起因する肥満や生活習慣病など、食生活の中で様々な 課題が顕在化しています。

これらを解決するために、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的として、平成17年7月に「食育基本法」が制定されました。

本県においても、平成18年度に「長崎県食育推進計画」を、平成23年度には「第二次長崎県食育推進計画」を策定し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

第一次計画では、子どもに焦点を当てて、学校、幼稚園、保育所等や、家庭、 地域での取組を県民運動として推進することを目指し、第二次計画では、高校生、 大学生、並びに成人、高齢者までを対象に含めた、生涯にわたるライフステージに 応じた間断ない食育を推進することを目指して施策を展開してきました。

その結果、学校や保育所等を中心に食育の取組は進んでおり、また、農林水産物の生産現場等における体験活動が増えていることなど、県民の食に関する知識や活動が、着実に広がってきています。しかしながら、現代の食に関する課題は、社会構造や国民の意識の変化に起因するものが多く、短期間に解決していくことは困難です。そのため、今後も粘り強く地道に取組を続ける必要があります。

県では、これまでの取組を継承しつつも、他の世代よりも課題が多いとされる若い世代を対象とした取組を強化するなど、現在の取組を検証し、施策の改善を図りながら、食育を計画的に推進するために、平成28年度からの計画を策定するものです。

第2節 計画の役割

この計画は、長崎県が実施する食育推進に関する各種施策を、基本的な取組方針に沿って掲げ、これらを総合的かつ計画的に推進するためのものであり、食育を県民運動として連携・協働しながら取り組むためのものとします。

食育の推進にあたっては、食に関する理解を深め、健全な心と体を培い、豊かな人間形成を推進し、健康で文化的な生活と豊かで活力ある社会の実現を目指します。

第3節 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5カ年間とします。ただし、社会環境の変化等に応じて、適宜見直しを行うこととします。

長崎県の食育の取組

●平成 18~22 年度

平成 17年の食育基本法の制定を受けて長崎県食育推進計画を策定し、主に子どもに焦点を当てた取組を、関係機関や家庭、地域で県民運動として推進することを目指す。

- ●平成 23~27 年度
 - 第二次長崎県食育推進計画に基づき、子どもから高齢者まで、生涯に わたるライフステージに応じた食育を推進することを目指す。
- ●平成 28 年度~

健康で文化的な生活と豊かで活力ある社会の実現を目指して、食育を 県民運動として連携・協働しながら取り組むために策定した第三次長 崎県食育推進計画に基づき、これまでの取組を継承しつつも特に若い 世代を対象とした取組を強化するなどし、粘り強く地道に取組を続け ることとする。

